

## 別紙18（農業・食品産業強化対策整備事業に係る運用）

### 第1 目的

農業・食品産業強化対策整備事業（以下「本事業」という。）は、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化及び食品流通の合理化等に資する次の事業を行うものとする。

- 1 産地競争力強化対策事業
- 2 食品流通拠点施設整備対策事業

### 第2 事業の実施等

#### 1 事業実施方針

本事業は、地域が抱える問題の明確化を図り、その課題解決のために掲げる具体的な成果目標の達成に向け、地域の実情に応じて2に定める取組を適切に組み合わせるとともに、各種関連対策との連携を図ることで、総合的に実施するものとする。

#### 2 取組方向及び内容

本事業で実施する取組方向は、第1の目的に対応したものとし、その具体的なメニュー、事業実施主体、採択要件及び国費率は、別表1に掲げるとおりとする。

なお、事業実施主体が設定する成果目標の内容、達成すべき成果目標の基準及び目標年度は、沖縄県知事（以下この別紙において「知事」という。）が定めるとおりとする。

#### 3 対象地域

- (1) 事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域とする。

なお、別表1のⅠの事業にあつては、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に基づく生産緑地地区（以下この別紙において「生産緑地」という。）においても実施できるものとする。

ただし、別表1のⅠのメニューの欄に掲げる事業のうち、1の（3）の畜産物産地基幹施設のうちアからウまで、オ及びカ、Ⅱのメニューの欄の1の（1）から（14）までの施設については、上記の区域以外を主たる受益地とすることができる。

- (2) 産地競争力強化対策事業において、野菜、果樹、茶及び花きを対象とする場合にあつては、市街化区域内（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、次に掲げるとおりとする。

ア 耕種作物小規模土地基盤整備（以下「小規模土地基盤整備」という。）は、交付対象としないものとする。

イ 市街化区域（生産緑地を除く。）で実施できる整備事業の内容は、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

#### 4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、次のとおりとする。なお、(1)のア、イ及び(2)の取組にあつては、事業費の平準化に努めるものとする。

##### (1) 産地競争力強化対策事業

ア 畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖及び食肉等流通体制整備に係る取組は、2年又は3年とすることができる。

イ 農地の土壌の汚染の除去を図る取組（以下この別紙において「小規模公害防除」という。）については、2年以上5年以内とすることができる。

ウ ア及びイに掲げるものを除き、1年とする。

##### (2) 食品流通拠点施設整備対策事業

食品流通拠点施設整備にあつては、施設の改良、造成又は取得（以下「整備」という。）が完了する年度までの期間とする。

#### 5 事業費の低減

事業実施主体は、本事業を実施するに当たっては、過剰とみられるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

#### 6 費用対効果分析

事業実施主体は、事業実施前に、整備する施設等の導入効果について、知事が定めるところにより費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討の上、整備する施設等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれる場合に限り、事業を実施することとする。

### 第3 事業の実施等の手続

#### 1 事業実施主体は、別記様式1号により事業実施計画を作成し、知事に提出するものとする。

なお、特認団体（別表1のIの事業実施主体の欄に定める特認団体をいう。）として事業実施予定の団体については、別記様式1号の提出に併せて別記様式3号を提出し、知事と協議を行うこととする。

#### 2 知事は、交付要綱第15の2に定める実施要件確認に必要な資料として、事業計画概要書及び事業実施計画（沖縄県が自ら取組む場合に限る。）を作成し、事業実施主体から提出のあった事業実施計画を添付して、内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）に提出するものとする。

#### 3 事業の着工

事業の着工は、原則として、交付金の交付決定（以下「交付決定」という。）後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実になったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着工することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

#### 第4 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、本事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業実施状況報告を別記様式2号により作成し、知事に提出するものとする。
- 2 知事は、1の報告を受けた場合、進捗状況に立ち遅れはないかなど、その内容を検討し、必要に応じ、事業実施主体に対して適切な措置を講じるものとする。

#### 第5 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

- 1 水田農業構造改革対策に基づく施策
- 2 野菜の構造改革対策に基づく施策
- 3 果樹産地構造改革の推進に関する施策
- 4 花き産業の振興に関する施策
- 5 農業技術の開発普及及び農業機械の効率的利用に関する施策
- 6 農畜産物の需給の調整のための施策
- 7 環境保全型農業の推進に関する施策
- 8 沖縄振興開発金融公庫資金等農業金融に関する施策
- 9 男女共同参画社会の形成に関する施策
- 10 食品の流通部門の構造改善を促進するための施策
- 11 軽種馬経営と他の農業部門との複合化又は他の農業部門への転換に関する施策
- 12 耕作放棄地解消対策の推進に関する施策

#### 第6 各取組ごとの実施方針及び留意事項

各取組ごとの実施方針及び実施に当たっての留意事項については以下に定めるところとする。

##### 1 周辺環境への配慮

施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

特に、畜産施設の整備に当たっては、事業実施主体と、沖縄県事業実施計画を作成する知事及び市町村長（沖縄県の区域をその区域とする市町村の長をいう。以下この別紙において同じ。）など取組が実施される地域を管轄する行政当局が、周辺住民との調整を必要とする範囲等を相談し調整するものとする。

##### 2 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年3月17日付け環廃産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるもの

とする。

### 3 周辺景観との調和

産地基幹施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

### 4 農業共済及び収入保険等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施主体及び事業の受益者は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険（以下「農業保険」という。）への積極的な加入に努めるものとする。

### 5 環境と調和のとれた農業生産活動

施設整備を実施した事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境と調和のとれた農業生産活動通知」という。）に基づき、原則として、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から、点検シートの提出を受けることなどにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける農業者の特定が困難な場合は、この限りではない。

### 6 農山漁村における女性の参画の促進

次の各号に掲げる者は、当該各号に定める女性の参画に関する事項を設定し、又は事業実施期間中に設定することが確実と見込まれる場合に限り、事業実施主体となることができるものとする。

- (1) 沖縄県又は市町村（沖縄県の区域をその区域とする市町村をいう。以下この別紙において同じ。）にあっては、農山漁村における女性の社会参画及び経営参画の促進に関する数値目標
- (2) 農業協同組合にあっては、当該組合における女性役員に関する数値目標
- (3) 農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会にあっては、県内の農業協同組合における女性役員に関する数値目標

### 7 飼料自給率の向上

乳用牛及び肉用牛を対象とした畜産振興に係る施設整備（畜産環境及び畜産物の処理・加工・流通関連施設に係るものを除く。）は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」（平成18年3月31日付け17生畜第2867号農林水産省生産局長通知）に基づき、飼料自給率向上計画を策定し、又は事業実施期間中に策定することが確実と見込まれる者に限り、事業実施主体になることができるものとする。

### 8 耕作放棄地対策の推進

本事業を実施する事業実施主体が所在する市町村及び本事業の主たる受益地が所在する市町村は、その市町村の区域内において、耕作放棄地全体調査要領（平成20年4月15日付け19農振第2125号農村振興局長通知）に定める農地として利用すべき耕作放棄地が存在する場合、当該耕作放棄地を同要領に基づく解消計画に

位置づけることとし、解消に努めるものとする。

## 9 配合飼料価格安定制度への加入促進

本事業における生乳、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、馬及び特用家畜、飼料増産及び畜産周辺環境影響低減を対象とする取組の受益者のうち配合飼料を購入している者又は団体（以下「畜産経営者」という。）は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金（以下「基金」という。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結を継続するものとする。また、前年度末時点において基金との契約を締結していない畜産経営者にあつては基金との契約を締結するよう努めるものとする。

## 10 交付対象事業の公表

本事業の適正実施と透明性の確保を図るため、知事は、交付対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、沖縄県のホームページへの掲載等により、公表を行うものとする。

## 11 PFI法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の活用を努めるものとする。

## 12 推進指導等

- (1) 知事は、事業実施主体の代表者、役員又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- (2) 知事は、(1)に該当する事業実施主体が新たに本事業の実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本事業の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業を行わないものとする。

## 13 管理運営

### (1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により交付金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

### (2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であつて、知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

## 第7 委任

本事業の実施については、この運用に定めるもののほか、別紙19に定めるところによるものとする。

## 第8 その他

本対策については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

別表1（第2の2関係）

目的	メニュー	事業実施主体	採択要件	国費率
<p>I 産地競争力強化対策事業</p>	<p>1 産地競争力強化対策事業                      （土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、環境保全、畜産周辺環境影響低減、地球温暖化対策、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備）</p> <p>上記1の取組については以下の事業が実施できるものとする。</p> <p>(1) 耕種作物小規模土地基盤整備                      ア ほ場整備                      イ 園地改良                      ウ 優良品種系統等への改植                      エ 暗きょ施工                      オ 土壌土層改良</p> <p>(2) 耕種作物産地基幹施設整備                      ア 育苗施設                      イ 乾燥調製施設                      ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設                      エ 農産物処理加工施設                      オ 集出荷貯蔵施設                      カ 産地管理施設                      キ 用土等供給施設                      ク 農作物被害防止施設                      ケ 農業廃棄物処理施設                      コ 生産技術高度化施設                      サ 種子種苗生産関連施設                      シ 有機物処理・利用施設                      ス バイオディーゼル燃料製造供給施設</p> <p>(3) 畜産物産地基幹施設整備                      ア 畜産物処理加工施設                      イ 家畜市場                      ウ 家畜飼養管理施設                      エ 自給飼料関連施設                      オ 家畜改良増殖関連施設                      カ 畜産周辺環境影響低減施設</p>	<p>1 事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 県                      ただし、飼料増産の取組を対象として事業を実施する場合にあっては、自給飼料関連施設に限るものとする。</p> <p>(2) 市町村</p> <p>(3) 農業者の組織する団体                      代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等をいう。</p> <p>(4) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）</p> <p>(5) 土地改良区</p> <p>(6) 消費者団体及び市場関係者（別に定めるものをいう。）                      ただし、野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備に限るものとする。</p> <p>(7) 事業協同組合連合会及び事業協同組合                      ただし、畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター及び食鳥処理施設並びに自給飼料関連施設のうち地域未利用資源飼料利用施設の整備に限るものとする。</p> <p>(8) 食品事業者                      ただし、大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売を行う事業者であり、製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合に限る。</p> <p>(9) 民間事業者                      環境保全の取組のうち地域の未利用又は低利用有機資源の肥料化を対象とした地域資源肥料化処理施設の整備に限るものとし、別に定めるものをいう。</p> <p>(10) 知事が別に定める特認団体</p> <p>(11) コンソーシアム（別に定める場合に限る。）</p>	<p>1 採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が、5名以上であること。</p> <p>(2) 知事が定める成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(3) 別に定める面積要件等を満たしていること。</p> <p>(4) 当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。（別に定める場合を除く。）                      ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。</p> <p>(5) 産地基幹施設を設置する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること。</p>	<p>国費率は事業費の1/2以内（ただし、交付要綱別表2及び別に定める場合にあつては、別に定める率又は額以内）とする。</p>

<p>II 食品流通 拠点施設整備 対策事業</p>	<p>食品流通拠点施設整備対策事業</p> <p>〔 品質・衛生管理高度化施設整備、物流効率化に向けた市場施設整備、輸出促進対応卸売市場施設整備、卸売市場防災対応施設整備、共同物流拠点施設整備 〕</p> <p>次に掲げる施設の整備を実施できるものとする。</p> <p>(1) 売場施設 (2) 貯蔵・保管施設 (3) 駐車施設 (4) 構内舗装 (5) 搬送施設 (6) 衛生施設 (7) 食肉関連施設 (8) 情報処理施設 (9) 市場管理センター (10) 防災施設 (11) 加工処理高度化施設 (12) 選果・選別施設 (13) 総合食品センター機能付加施設 (14) 附帯施設 (15) (1) から (14) までの施設内容に準ずる施設</p>	<p>事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 卸売市場法（昭和46年法律35号。以下「市場法」という。）第8条第1号若しくは第2号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体 (2) 事業協同組合又は協同組合連合会 (3) 市場法第55条の開設許可を受けた又は受けることが確実に認められる者 (4) 地方公共団体又は地方公共団体が主たる出資者又は出えん者となっている法人 (5) 農業協同組合又は農業協同組合連合会 (6) 流通業者（別に定めるものに限る。）</p>	<p>採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 知事が定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 別に定める要件を満たしていること。 (3) 事業を実施する場合にあつては、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。</p>	<p>国費率は事業費の4/10以内（ただし、交付要綱別表2及び別に定める場合にあつては、別に定める率以内）とする。</p>
------------------------------------	--	---	---	---



農業・食品産業競争力強化対策整備事業 事業実施計画書

事業実施主体名（計画主体名）

県・市町村名

地 区 名

（注）本様式については、参考のために示すものであり、県の判断で必要に応じて変更できるものとする。

第1 事業計画概要  
 農業・食品産業競争力強化対策整備事業の内容等

県名及び市町村名	事業実施主体名及び地区名	施設の所在地	事業名	施設等の名称、取組名	対象作物・畜種等名 (作物・畜種名)、詳細な取組名	受益		事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業量 (単価、基数、台数、面積等)	しゅん工 予定 又は完了 年月日	事業費 (円)	負担区分(円)					補助率 (%)	備考	
						戸数	面積、出荷量、処理量 又は頭羽数					国費	(うち、 県附帯事務費)	県費	市町村費	自己資金			その他
〇〇県 〇〇市	〇〇農協 〇〇地区		産地競争力 強化対策	畑作物・地 域特産物		戸	ha, t			〇年 〇月 〇日			( )						
			産地競争力 強化対策	果樹															
			食品流通拠 点施設整備 対策	品質・衛生 管理高度化 施設整備の 取組	/	/	/												
			食品流通拠 点施設整備 対策	物流効率化 に向けた施設 整備の取組	/	/	/												
			食品流通拠 点施設整備 対策	共同物流拠 点施設整備	/	/	/												

- (注) 1. 「施設等の名称、取組名」の欄については、別紙18の別表1のメニューに掲げる取組を記入すること。
2. 「対象作物・畜種等名(作物・畜種名)、詳細な取組名」の欄については、土地利用型作物、畑作物、野菜、果樹、花き、地域特産物、畜種別を記入することとし、複数作物を対象とする場合にあっては、併記すること。(土地利用型作物で種子生産を対象に事業を実施する場合は、作物名の後に種子と記入すること。)食品流通拠点施設整備対策及び作物の限定のない取組にあっては記入不要とする。
3. 「事業内容」の欄については、交付要綱(農林水産省)別表2、別紙18の別表1及び別紙19に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等付帯事業の内容等を含めて記入すること。
4. 継続事業を実施する場合にあっては、複数年で行う事業について、全体の事業費及び交付額について適宜記入すること。
5. 食品流通拠点施設整備対策事業にあっては、「負担区分」の欄には、必要規模の範囲内の金額を記入すること。また、「備考」の欄に、別紙19のⅡの第2の2の(3)の「施設の整備規模」に定める整備規模、必要規模及びその算定根拠、整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由を記入するとともに、必要規模を超過する事業費については外数として「負担区分」の欄に準じて記入すること。なお、必要に応じて、別葉にて提出して構わない。
6. 複数年の事業であって、2年目以降の事業を実施する場合は、第3 継続事業に記入し、本表には記入しないこと。

第2 事業個別表

I 産地競争力強化対策事業

1 事業実施対象地区及びその地区のうちの受益地の状況

対象地区名： (うち受益地： )

区分	各種指定等の状況								主要農作物の作付面積 (作付上位順) (ha)		主要農作物の作付面積 (販売金額上位順) (ha)		事業対象作物の作付面積 (ha)		事業対象作物と同じ作物区分内におけるその他作物の作付面積 (ha)		事業対象となる家畜飼養頭羽数等 (戸、頭、千羽)				備考
	全域指定の場合：○ 一部指定の場合：△ 指定なしの場合：×				※△の場合 区分： 割合：				(作物名)	(作物名)	(作物名)	(作物名)	(作物名)	(作物名)	(飼養形態)		(飼養形態)				
	特定農山村	振興山村	過疎地域	離島振興	半島振興	農用地区域	生産緑地	生産緑地以外の市街化区域							戸数	頭羽数	戸数	頭羽数			
	現状 (平成 年度)	対象地区	うち受益地																		

- (注) 1. 対象地区は、受益地を含む市町村等の出荷単位等とする。なお、市町村等が複数にわたる場合には、その合計を記入する。
2. 受益地の範囲が対象地区の範囲と同じである場合は、「うち受益地」の欄は記入不要とする。
3. 「各種指定等の状況」において、「△(一部指定)」であった場合には、その一部指定の占める割合(%)を記述するとともに、指定、非指定の分かる資料(字の一覧表、色分けした地図等)を添付すること。
4. 「事業対象作物と同じ作物区分内におけるその他作物の作付面積」の欄における作物区分とは、土地利用型作物、地域特産物、果樹、野菜、花きの5つの区分とし、当該欄には、事業対象作物以外のその同一区分の作物の作付面積を記入すること。
5. 「事業対象となる家畜飼養頭羽数等」の欄の飼養形態については、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラーのいずれかを記入するものとする。なお、頭羽数については、常時飼養頭羽数とし、成畜換算によることとする。
6. 「事業対象となる家畜飼養頭羽数等」の欄にあつては畜産部門の受益が無い場合にあっては記入不要とする。また、必要に応じて記入欄を追加等するものとする。
7. その他、地域の立地条件(気象、地形条件)等で特に記述すべき事項があれば、添付等するものとする。

(その他、地域の立地条件)

8. 国の共済制度又は民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。)への加入に関する誓約書の写しを添付すること。また、事業実施状況報告書には、事業実施主体の共済又は保険等への加入状況が分かる書類の写しを添付すること。

2 事業の実施方針

(1) 事業実施地区における現状と課題

--

(注) 事業実施地区における現状を踏まえ、生産、経営、流通に係る課題を幅広く数値等も交えて、具体的に記述すること。

(2) 課題を解決するための対応方針  
総括方針

--

(注) 1 の課題に対応させて記述すること。

3 事業実施計画の詳細  
 (1) 規模決定基礎等  
 ア. 規模決定基礎

※整備事業の規模決定（小規模土地基盤整備等の規模、導入する設備の能力、台数、施設の規模、処理能力、附帯施設の能力、数量等）をした計算過程をその根拠となる栽培面積、生産量、処理・加工量、出荷量、育苗期間、植付期間、収穫期間、出荷期間、利用計画、施設等の能力、既存の機械・施設の能力等の具体的な数値を用いて記載すること。

イ. 事業実施予定場所等

事業の内容（施設名等）	導入予定場所		面積	取得方法	取得時期	備考
	(市町村)	(番地)	(㎡)		年 月	

(注) 1. 「取得方法」及び「取得時期」の欄については、産地基幹施設整備を実施する場合に記入すること。

2. 備考欄については、穀類等乾燥調製貯蔵施設（米麦）及び乾燥調製施設（米麦大豆）を整備する場合には、地耐力（t/㎡）及びその調査方法（ボーリング（m、点））を記入すること。また、廃液処理設備（育苗施設）、集塵設備（穀類等乾燥調製貯蔵施設及び乾燥調製施設）、農業廃棄物処理施設等を整備する場合にあっては、設備の周辺環境図を添付すること。（住宅地、公共施設（病院、学校等）、工場、店舗等を明記するものとし、開発される可能性のものを含む。）。

(2) 施設の整備状況及び利用計画等

既存施設の廃止、見直し等と本整備事業との考え方（産地基幹施設の再編整備を実施する場合）

--

ア. 既存の施設の利用状況

実施年度	補助事業等名	事業の内容	事業実施主体名	受益農家数	受益面積処理量 (ha、t)	規模・能力	仕様	事業費	うち国費	利用の状況に関する説明	
										利用率 (%)	

(注) 1. 整備しようとする施設に関連する既存施設について記入する。

2. 「補助事業等名」の欄には、具体的な事業名、資金名、自費等を記載する。

3. 「利用率」の欄は計画時点の処理量に対する現況処理量で表す。

4. 「利用状況に関する説明」の欄には、既存の施設がありながら、施設導入する理由を簡潔に記述する。

5. 施設整備においては、既存施設と新規施設の関係について概念図を添付する。

イ. 施設の利用計画

(ア) 施設利用計画

施設名	作目及び作物・畜種名	利用期間		利用日数		月別利用計画											年間処理・生産量	備考
		現在	目標	現在	目標	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
		月旬 ～月	月旬 ～月	日	日													

(注) 産地基幹施設の月別利用計画の欄については以下の点に留意し、記載すること。

- 乾燥調製施設、穀類等乾燥調製貯蔵施設、農作物処理加工施設、畜産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、農業廃棄物処理施設等については、原則としてその処理量（tもしくはKg）を記載すること。
- 育苗施設については、原則としてその供給量（箱もしくは本数）を記載すること。
- 用土等供給調整施設等については原料供給量（tもしくはKg）及び生産量（tもしくはKg）を併記すること。
- 産地管理施設、農産物被害防止施設、生産技術高度化施設、種子種苗生産関連施設等については、その内容に応じた客観的指標（単位は任意）もしくは具体的内容（作業体系）を記述すること。

(イ) 施設の貸付に関する計画

対策事業名	事業種目名	対象施設名	受益農家数	貸付対象	貸付期間	管理の役割分担
				例 〇〇運営組合	例 年間通じて貸付 水稻収穫期間	例 通常の保管場所 整備点検の実施者

ウ. 各種制度資金の利用計画

1. 農業近代化資金	借入資金額	千円
2. 農林漁業金融公庫資金	借入資金額	千円
3. その他資金名（具体的な資金	借入資金額	千円

(注) 国の補助及び県、市町村の負担を除く事業実施主体の負担において、借入計画がある場合は資金別に記入する。

- (3) 添付資料
- ア 事業実施地区の位置図
  - イ 施設の規模決定根拠
  - ウ 費用対効果分析（投資効率）
  - エ 施設等の配置図、平面図、事業費の積算（概略設計）、見積書（2社以上）、導入施設等のカタログ
  - オ 管理運営規定等
  - カ 収支計画
  - キ 農家意向調査結果
  - ク 果樹の取組にあつては、産地計画（産地計画の策定になじまない場合を除く）
  - ケ 野菜の取組にあつては、産地強化計画（産地強化計画が無い場合はそれに準ずる資料）
  - コ その他知事が特に必要と認めるもの

II 食品流通拠点施設整備対策事業

番号	県名及び市町村名	地区名	事業実施主体名	取組の区分	成果目標の項目	成果目標Ⅰ						成果目標Ⅱ						備考		
						目標数値				目標数値の考え方	事後評価の検証方法	目標数値				目標数値の考え方	事後評価の検証方法			
						現状値	目標値	増減率等	現状値			目標値	増減率等							
	〇〇県 〇〇市	〇〇市中央卸売市場	〇〇市	品質・衛生管理高度化施設整備の取組	例；安全・安心な食品流通 例；(物品鮮度の保持)低温売場販売率が低温売場面超過	低温売場面積率(平成〇年)	〇%	低温売場販売率(平成△年)	△%	〇%削減			例；効率的な食品流通 例；(物流コスト等の削減)物流コストの削減	物流コスト(平成〇年)	〇〇千円	物流コスト(平成△年)	△△千円	〇%削減		

(注)

- 1 「市町村名」の欄については、県が事業を行う場合には省略すること。
  - 2 「取組の区分」の欄については、実施するいずれかのメニューを記入すること。
  - 3 成果目標を2つ設定する場合は、成果目標Ⅰ及びⅡの欄にそれぞれ記入すること。
  - 4 「成果目標の項目」、「成果目標の具体的な内容」、「目標数値」の欄については、県知事が定める成果目標基準に沿って、内容・目標数値を記入すること。なお、現状値については、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合(激甚災害の発生等)は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。
- なお、現状値については、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合(激甚災害の発生等)は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。
- 5 「目標数値の考え方」の欄にあつては、目標値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。
  - 6 「事後評価の検証方法」の欄については、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法により検証ができるものを記入すること。
  - 7 複数年の事業であつて、2年度目以降の事業を実施する場合は、第3 継続事業に記入し、本表には記入しないこと。
  - 8 国の共済制度又は民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。)への加入に関する誓約書の写しを添付すること。  
また、事業実施状況報告書には、事業実施主体の共済又は保険等の加入状況が分かる書類の写しを添付すること。

第3 継続事業

県名及び市町村名	地区名	事業実施期間		事業実施主体名	事業名	区分	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業費の内訳 (円)			備考
		開始年度	完了年度					事業費	交付金	(うち、県附帯事務費)	
〇〇県 〇〇市					産地競争力強化対策					( )	
〇〇県 〇〇市					食品流通拠点施設整備対策					( )	
										( )	
										( )	
										( )	
										( )	
										( )	
										( )	

- (注) 1 本表については、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の事業費を記入すること。  
 2 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。  
 3 「事業名」の欄については、「産地競争力強化対策」、「食品流通拠点施設整備対策」のいずれかを記入すること。  
 4 「区分」の欄については、交付要綱（農林水産省）の別表2に定める区分の欄に該当する内容を記入すること。  
 ただし、複数のメニューがある場合は全て記入すること。  
 5 「事業内容」の欄にあつては、交付要綱（農林水産省）別表2、別紙18の別表1及び別紙19に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等附帯事業の内容等を含めて記入すること。



第4 事業費の内訳（整備事業、全取組共通）

（ 〇〇県 平成〇年度 ）

（単位：円）

目的	新規事業			継続事業			小計			県附帯事務費		総計	
	件数	事業費	交付金	件数	継続事業費	交付金	件数		交付金		交付金		交付金
産地競争力強化対策													
食品流通拠点施設整備対策													
計													

（注）継続事業の欄については、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の件数、事業費交付金額を記入すること。

(参考様式)

国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

事業実施主体名  
住 所  
代表者名

印

当社は、施設の利用開始時において、国の共済制度又は民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。)に加入していることを誓約します。

記

1 施設等の概要

- (1) 補助事業名及び実施年度
- (2) 事業実施主体名
- (3) 施設等の名称
- (4) 施設等の所在地
- (5) 施設等の構造及び規格、規模等
- (6) 総事業費(うち国庫補助金等)

2 加入を予定している共済又は保険等の概要

- (1) 共済又は保険等名(契約予定の機関又は保険会社)
- (2) 加入時期
- (3) 共済又は保険等の期間

農業・食品産業競争力強化対策整備事業 事業実施状況報告書

事業実施主体名（計画主体名）

県・市町村名

地 区 名

（注）本様式については、参考のために示すものであり、県の判断で必要に応じて変更できるものとする。

第1 事業計画概要  
 農業・食品産業競争力強化対策整備事業の内容等

県名及び市町村名	事業実施主体名及び地区名	施設の所在地	事業名	施設等の名称、取組名	成果目標の具体的な内容	目標数値		達成状況(平成○年度)		対象作物・畜種等名(作物・畜種名)、詳細な取組名	受益		事業内容(工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業量(単価、基数、合数、面積等)	しゅん工予定又は完了年月日	事業費(円)	負担区分(円)					補助率(%)	備考	
						計画策定時の値(平成○年度)	目標値(平成○年度)	現状値	達成率		戸数	面積、出荷量、処理量又は頭羽数					国費	(うち、県附帯事務費)	県費	市町村費	自己資金			その他
○○県 ○○市	○○農協 ○○地区		産地競争力強化対策	畑作物・地域特産物							戸	ha, t			○年 ○月 ○日		( )							
			産地競争力強化対策	果樹																				
			食品流通拠点施設整備対策	品質・衛生管理高度化施設整備の取組																				
			食品流通拠点施設整備対策	物流効率化に向けた施設整備の取組																				
			食品流通拠点施設整備対策	共同物流拠点施設整備																				

(注) 1. 「施設等の名称、取組名」の欄については、別紙18の別表1のメニューに掲げる取組を記入すること。

2. 「対象作物・畜種等名(作物・畜種名)、詳細な取組名」の欄については、土地利用型作物、畑作物、野菜、果樹、花き、地域特産物、畜種別を記入することとし、複数作物を対象とする場合にあっては、併記すること。(土地利用型作物で種子生産を対象に事業を実施する場合は、作物名の後に種子と記入すること。)卸売市場施設整備対策のうち地方卸売市場施設整備の取組の場合は、「他の地方卸売市場との統合に係る取組」、「他の卸売市場と連携した集荷・販売活動に係る取組」のいずれかを記入すること。また、卸売市場施設整備対策のうち中央卸売市場施設整備の取組及び作物の限定のない取組にあっては記入不要とする。

3. 「事業内容」の欄については、交付要綱(農林水産省)別表2、別紙18の別表1及び別紙19に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等付帯事業の内容等を含めて記入すること。

4. 継続事業を実施した場合にあっては、複数年で行う事業について、全体の事業費及び交付額を適宜記入すること。

5. 食品流通拠点施設整備対策事業にあっては、「負担区分」の欄には、必要規模の範囲内の金額を記入すること。また、「備考」の欄に、別紙19のⅡの第2の1の(2)のイの「施設の整備規模」に定める整備規模、必要規模及びその算定根拠、整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由を記入するとともに、必要規模を超過する事業費については外数として「負担区分」の欄に準じて記入すること。なお、必要に応じて、別葉にて提出して構わない。

6. 複数年の事業であって、2年目以降の事業を実施する場合は、第3 継続事業に記入し、本表には記入しないこと。

第2 事業個別表

I 産地競争力強化対策事業

1 事業実施対象地区及びその地区のうちの受益地の状況

対象地区名： (うち受益地： )

区分		主要農作物の作付面積 (作付上位順) (ha)		主要農作物の作付面積 (販売金額上位順) (ha)		事業対象作物の作付面積 (ha)		事業対象作物と同じ作物 区分内におけるその 他作物の作付面積 (ha)		事業対象となる家畜飼養頭 羽数等 (戸、頭、千羽)				備考
		(作物 名)	(作物 名)	(作物 名)	(作物 名)	(作物 名)	(作物 名)	(作物 名)	(作物 名)	(飼養形 態)		(飼養形 態)		
										戸数	頭羽数	戸数	頭羽数	
実施年 (平成 年度)	対象地区													
	うち受益地													
目標 (平成 年度)														
2年目 (平成 年度)														

(注) 1. 別記様式1号に準じて記入すること。

2. その他、地域の事情等で特に記述すべき事項(激甚災害の発生等)があれば添付資料をつけるものとする。

(その他、地域特殊事情)
--------------

3. 目標年が3年以上の取組にあつては、適宜欄を追加して記入すること。

2 事業の実施効果

(1) 事業実施地区における現状と事業の総合評価

--

(注) 事業実施地区における現状を踏まえ、生産、経営、流通に係る課題を幅広く数値等も交えて、具体的に記述すること。

(2) 事業の実施により発現した効果

成果目標の具体的な内容	指標	実施前（年）	実施年（年）	2年目（年）	3年目（年）		目標値（年）
(例) 生産コスト削減効果	10a当たり費用合計	50,000円/10a	49,000円/10a	48,000円/10a	47,000円/10a		47,000円/10a

(注) 適宜欄を追加して記入すること。

3 事業実施効果の詳細

(1) 事業実施状況等

整備内容	指標	完了年度（ 年）	2年目（ 年）	3年目（ 年）	目標（ 年）
基盤整備	作付面積（ha）				
	作付率（％）				
施設整備	利用量（t、Kg）				
	利用率（％）				
	収支差（千円）				
	収支率（％）				
	累積赤字（千円）				

- (注) 1. 基盤整備とは、「耕種作物小規模土地基盤整備」のことをいう。  
 2. 施設整備とは、「耕種作物産地基幹施設整備」及び「畜産物産地基幹施設整備」のことをいう。  
 3. 作付け率、利用率、稼働率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める  
 4. 収支率は、収入／支出かける100とする。  
 5. 目標年が4年以上の取組にあつては、適宜欄を追加して記入すること。

(2) 事業の効果及び改善方策

ア. 既存の施設の利用状況

	事業の効果	課題	改善方策（改善の必要がある場合）
事業完了年度 (平成○年度)			
2年目 (平成○年度)			
3年目 (平成○年度)			

- (注) 1. 事業の目的に即して生産組織の機能、土地生産性（収量、品質、生産量等）、労働生産性（労働時間）、作付体系、土地利用率、作業体系、流通の合理化等についてその改善状況、事業の目標達成状況を総括的に記述すること。なお、事業の目標に対して立ち遅れている場合は、その理由及び改善計画について記述すること。  
 2. 目標年が4年以上の取組にあつては、適宜欄を追加して記入すること。

4 その他

(1) 施設の施行方法について

施行方法名	施行方法の該当項目

- (注) 1. 施行方法名の欄は、「直営施行」、「請負施行」、「委託施行」、「系統施行」のいずれかを記入する。
2. 直営施行又は請負施行で施行した場合は、施行計画における該当項目の欄に入札方法として「一般競争入札」、「指名競争入札」、「随意契約」のいずれかを記入し、随意契約の場合はその理由を( )に記入する。

(2) 不動産取得税及び固定資産税の課税標準の特例措置の活用実績

課税標準の特例措置の活用実績	不動産取得税	固定資産税

- (注) 1. 活用したものを「○」で囲むものとする。
2. 不動産取得税の課税標準の特例措置とは地方税法附則第11条1項の特例措置であり、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人等が政府の補助を受けて取得した農林漁業経営の近代化又は合理化のための農林業者の共同利用に供する保管、生産及び加工の用に供する施設が対象である。
3. 固定資産税の課税標準の特例措置とは地方税法第349条の3第4項の特例措置であり、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人等が500万円以上の政府の補助を受けて取得した農林漁業者の共同利用に供する装置等で1基の取得価額が330万円以上のものが対象である。

(3) 各種制度資金の利用実績

1. 農業近代化資金	借入資金額	千円
2. 農林漁業金融公庫資金	借入資金額	千円
3. その他資金名(具体的な資金	) 借入資金額	千円

(注) 国の補助及び県、市町村の負担を除く事業実施主体の負担において、借入計画がある場合は資金別に記入する。

添付資料

- (ア) 事業実施地区の位置図  
 (イ) 施設の規模決定根拠  
 (ウ) 費用対効果分析(投資効率)  
 (エ) 施設等の配置図、平面図、事業費の積算(概略設計)、見積書(2社以上)、導入施設等のカタログ  
 (オ) 管理運営規定等  
 (カ) 収支計画  
 (キ) 農家意向調査結果  
 (ク) 果樹の取組にあつては、産地計画(産地計画の策定になじまない場合を除く)  
 (ケ) 野菜の取組にあつては、産地強化計画(産地強化計画が無い場合はそれに準ずる資料)  
 (コ) その他知事が特に必要と認めるもの



## II 食品流通拠点施設整備対策事業

市町村名	地区名	事業実施主体名	取組区分	成果目標項目	成果目標の具体的な内容	成果目標 I						成果目標の具体的な実績	成果目標項目	成果目標の具体的な内容	成果目標 II						事業内容 (施設区分、構造、規模等)	事業費 (円)	負担区分 (円)						完了年月日	事業実施主体の評価	県の評価	備考		
						事業実施後の状況									事業実施後の状況								負担区分 (円)											
						計画時 (平成 △年)	1年後 (平成 □年)	2年後 (平成 ◇年)	3年後 (平成 ○年)	目標値 (平成 ○年)	達成率				計画時 (平成 △年)	1年後 (平成 □年)	2年後 (平成 ◇年)	3年後 (平成 ○年)	目標値 (平成 ○年)	達成率			交付金	(うち、 県附帯事務	県費	市町村費	自己資金	その他						
〇〇市	〇〇市中央卸売市場	〇〇市	品質・衛生管理高度化施設整備	例； 安全・安心な食流通	例； (物品鮮度の保持) 低温売場販売率が低温売場面積率を超過	低温売場面積率 (平成 △年) △△%	低温売場販売率 (平成 □年) □□%			低温売場販売率 (平成 ○年) 〇〇%	〇%超過	低温売場販売率が低温売場面積率を〇%超過した	例； 効率的な食品流通	物流コスト等の削減 物流コストの削減	物流コスト (平成 △年) △△千円	物流コスト (平成 □年) □□千円			物流コスト (平成 ○年) 〇〇千円	〇%削減	物流コストが〇%削減された	卸売場の改良(鉄骨造2階建) (……)			( )									
県総合所見				.....																														

- (注) 1 別記様式第1号の第2のIIに準じて作成すること。なお、必要に応じて、別業にて資料提出して構わない。  
 2 「事業実施主体の評価」欄と、「県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所見を記入すること。  
 3 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、県全体の総合所見を記入すること。